4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、同法第75条第９項の規定により当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

5　問い合わせ先　大阪府藤井寺市川北３丁目８番33号　国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所占用調整課　電話072―971―1381

中国地方整備局公示

一級河川斐伊川水系斐伊川（宍道湖）において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却した工作物について、同条第４項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第５項の規定に基づき公示する。

平成30年６月11日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　小型船舶（ＦＲＰ製）１隻

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　島根県松江市袖師町地先

⑵　当該工作物を除却した日時　平成30年４月24日午前10時

3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日時　平成30年４月24日午後２時30分

⑵　保管の場所　島根県松江市東出雲町錦浜地先

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第９項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

5　問い合わせ先　島根県出雲市塩冶有原町五丁目１番地　国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所占用調整課　電話0853―20―1753

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官

平成28年検第30977～30986号わいせつ電磁的記録記録媒体頒布、わいせつ電磁的記録記録媒体有償頒布目的所持被告等事件（平成29年庁外領第682号）　1．ＤＶＤ252,677枚、１束、１袋。2．ＤＶＤ－Ｒ１ケース。3．ＩＣカード２枚。4．ＵＳＢ３個。5．売上げメモ１束。6．価格表２枚、１袋。7．鍵16本、１束。8．カタログ668ファイル、32枚、１束。9．紙袋９袋、２束。10．金融機関取引関係書類１枚。11．携帯情報端末機２台。12．携帯電話機４台。13．契約関係書類１束。14．欠番表１ファイル、１束。15．財布１個。16．シフト表５枚。17．紙片29枚、１ファイル、１束。18．ジャケット写真１枚、１ファイル、６束。19．請求書１枚。20．タイトル表１袋。21．注文票４束、１袋、２綴。22．注文表15束、17枚。23．手提げ袋１袋。24．デュプリケータ18台。25．日計票13枚。26．日計表４冊、16枚。27．ノート１冊。28．ハードディスク３台。29．葉書１枚。30．パソコン10式、２台。31．封書２通。32．封筒１束、40袋。33．不織布２束。34．付箋１束。35．プリンタ２台。36．ブルーレイディスク4,823枚。37．ブルーレイディスクーＲ、１ケース。38．ボールペン１束。39．名刺２束、35枚、３箱。40．メモ２冊、17枚。41．領収書３枚。42．領収証１袋、24枚

平成28年検第30977～30986号わいせつ電磁的記録記録媒体頒布、わいせつ電磁的記録記録媒体有償頒布目的所持被告等事件（平成30年領第928号）　1．現金928,721円

平成23年検第1083・1084号住居侵入、窃盗被告事件（平成24年庁外領第2077号）　1．ｉＰｏｄ２台。2．宝くじ10枚（封筒入り）。3．デジタルカメラ１台

平成23年検第1083・1084号住居侵入、窃盗被告事件（平成29年領第4276号）　1．イヤリング１組。2．腕時計１本。3．外国通貨（韓国618,000ウォン、タイ6,890バーツ、中国３元２角８分、米国4,125ドル、香港110ドル、ユーロ90ユーロ）。4．金具１個。5．現金20,000円。6．財布１個。7．サングラス１個。8．ネックレス９本。9．ビール券21枚、ビール共通券６枚の換価代金3,332円。10．ペンダント１本。11．ペンダントトップ１個。12．指輪17個

東京地方検察庁立川支部検察官

平成29年検第6671号詐欺被告事件（平成30年領第332号）　1．黒縁眼鏡１個。2．黒縁眼鏡１個。3．黒縁眼鏡１個。4．現金515,000円。5．封筒１枚。6．利用明細票２枚

大阪地方検察庁検察官

平成25年検第8556・8557・8558・8559号貸金業法違反、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反被告事件（平成26年領第551号）　1．小切手１枚

平成29年検第15332号住居侵入、窃盗被告事件（平成29年領第7782号）　1．ショルダーバッグ４個。2．長財布２個。3．財布６個。4．カードケース４個。5．カード入れ１個。6．腕時計１個。7．フォトフレーム１個。8．ハンカチ10枚。9．タオル４枚

京都地方検察庁検察官

平成29年検第1524・1525号住居侵入、窃盗被告事件（平成29年領第1927号）　1．現金310,000円

和歌山地方検察庁検察官

平成29年検第366号電子計算機使用詐欺被疑事件、窃盗被告事件（平成29年領第536号）　1．現金897,512円。2．封筒１通

福岡区検察庁検察官

平成28年検第6343号窃盗被告事件（平成28年領第3576号）　1．現金200,000円。2．現金520,000円。3．現金615,000円。4．現金200,000円

平成30年検第2290号窃盗、窃盗未遂被告事件（平成30年領第1189号）　1．現金108,000円

第三者所有物の没収に関する公告

平成30年６月11日　大阪地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成30年６月25日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所第３刑事部合議係

2　被告事件名　覚せい剤取締法違反、覚せい剤取締法違反（変更後の訴因：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反）

3　被告人氏名　横嶋　　卓

4　公判期日　平成30年６月21日

5　没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項

現金320,623円（壱万円紙幣32枚、百円硬貨６個、十円硬貨２個、壱円硬貨３個）（平成30年領第239号符号１）

現金192,000円（壱万円紙幣18枚、千円紙幣12枚）（同号符号２）

現金260,000円（壱万円紙幣21枚、五千円紙幣２枚、千円紙幣40枚）（平成30年領第240号符号１）

現金198,000円（壱万円紙幣11枚、五千円紙幣12枚、千円紙幣28枚）（同号符号２）

金融機関名　株式会社ゆうちょ銀行四〇八支店

口座種別　通常貯金

記号番号　14050―44832251

口座名義人　高　　徳一

没収対象金銭債権　貯金債権のうち600,000円に相当する部分及びこれに対する平成29年９月28日以降の利息債権

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は

⑴　近藤浩次らと共謀の上、営利の目的で、みだりに、大阪市浪速区恵美須東１丁目６番８号先路上ほか１か所において、神田将太に対し、２回にわたり、覚せい剤であるフエニルメチルアミノプロパン塩酸塩の結晶及びフエニルメチルアミノプロパンの塩類の結晶合計